

# 大学の授業における 「アクセシビリティ」の再考

—誰もが「平等」に「参加」できる授業を目指して—

法学部 教授 梶山玉香

文化情報学部 教授 阪田真己子

## 要約

従来、「アクセシビリティ」支援は、「障害者」「情報取得」に対して提供されてきた。しかし、「アクセシビリティ」の困難は、環境・条件の変化によってあらゆる人に生じる可能性がある。また、大学が保障すべきは、「情報」ではなく、自由にコミュニケーションできる「場」への「アクセシビリティ」である。本稿では、授業参加への障壁をオンラインの「併用」によって除去ないし軽減するための取組みについて報告する。

## 1. はじめに

本稿は、2020年度COVID-19 Research Projectおよび2022年度「“諸君ヨ、一人ハ大切ナリ”同志社大学SDGs研究」プロジェクトに採択された取組み<sup>1</sup>の成果を中心に、「誰もが『平等』に『参加』できる授業」に関する、いくつかの実践例を紹介するものである。

2020年度は、コロナ禍の初期、一部科目の対面授業が再開した時期に、対面授業をリアルタイムで配信して受講者に受講方法を選択させる「ハイフレックス」授業を実施した。対面授業の再開にあたり、大学は、基礎疾患や入国制限等により対面受講できない事情のある受講者に対する「配慮」を示していたが、授業を対面で実施するか、オンラインで実施するかの決定は、専ら大学側が行っていた。大学側が対面で実施すると決定した科目については、「配慮」の対象とならない限り、対面で受講せざるを得ず、逆に、受講者側が対面受講を望んだとしても、大学がオンラインで実施するとした科目は、オンラインで受講しなければならない。こうした状況を踏まえ、私たちは、

受講方法（対面受講とオンライン受講）、コミュニケーション手段（音声と文字〔字幕、チャット等〕）の自由選択により、受講者がアクセスしやすい環境づくりを目指した。

ただ、対面とオンラインの併用では、クラス全体でのグループワークが成り立ちにくい。そこで、2022年度 of 取り組みでは、バーチャル空間oViceや分身ロボットOriHime等を用い、対面受講者とオンライン受講者がそれぞれ「分断」されることなく参加できる、共通の「場」づくりを試みた。

実践の場としては、梶山・阪田の担当科目のほか、二人が共同担当している複合領域科目「ダイバーシティ社会における「支え合い」を考える」（2020・2021年度秋学期開講）、複合領域科目「ダイバーシティ社会における障がい学生支援を考えるーアクセシビリティ支援の理論と実践ー」（2022年度秋学期開講）を選んだ<sup>2</sup>。

## 2. 「アクセシビリティ」の再考

本論に入る前に、本稿のタイトル、「大学の授業における『アクセシビリティ』の再考」について簡単に触れておきたい。

### 2.1 誰の「アクセシビリティ」を支援するか

従来、「アクセシビリティ」支援等が問題とされてきたのは、障害<sup>3</sup>により音声や文字でのコミュニケーションに支障のある者、四肢を動かすことが難しい者が他の受講者と同じ授業を受講する場面である。私たちの関心も、当初は、「障害のある学生に対する合理的配慮」の在り方にあった。しかし、「(障害のない学生と)等しく学ぶ」とはどういうことを考えるなかで、私たちは、「アクセシビリティ」の困難が決して「障害者」にのみ生じているわけではないこと、「(配慮申請を行った)障害者」のみに「配慮」を行う結果、他の受講者との不均衡が生じる可能性がある<sup>4</sup>ことに気づいた。

一つには、「障害者」以外であっても、似たような困りごとを抱えている者がいる。たとえば、「グレーゾーン」や「境界域」にある（障害の特性を示しているものの、診断基準を満たさず、障害と認定されない）ケースがそうである。そもそも、自身の困りごとが障害に起因すると認識していないため、診断を受けていないケースも、発達障害ではよく見られる。また、障害ではなく、傷病により、一時的に視聴覚や四肢の動きが不自由となる場合がある。利き腕を骨折し、文字が書けなかったとしても、制度として「代筆」等の措置がとられることはない<sup>5</sup>が、一時的にせよ、肢体不自由

の者と同じ困りごとを抱えている。同じ困りごとがありながら、障害と認定されるか否かによって取扱いに差異が生じている現状は、はたして、「平等」といえるだろうか。

今一つ、「アクセシビリティ」の困難は、さまざまな人の特性やそれを取り巻く環境・条件の変化によって、あらゆる人に生じうる。たとえば、コロナ禍では、授業のオンライン化、授業資料のデジタル化により、従来、障害のある受講者に対する「合理的配慮」として提供されてきた事柄が不要となり、あるいは、標準化されて「特別の対応」ではなくなる一方、障害のない受講者であっても、通信環境等によりオンライン受講ができない、基礎疾患、入国制限のために対面受講できない、といった例が見られた。また、母語での会話や読み書きに何ら支障がない者であっても、留学や旅行等により環境が変わり、母語以外でのコミュニケーションを求められると、たちまち、困難に直面することがある。平時では「アクセシビリティ」支援の対象とならない者も、環境や条件が変われば、「アクセシビリティ」支援等を要する例といえよう。

## 2.2 何に対する「アクセシビリティ」を支援するか

障害者支援の一つに、「情報保障」がある。視聴覚に障害のある者のため、音声情報を文字や手話に、文字情報を音声情報や点字に転換することを指す。従来、「アクセシビリティ」の対象とされてきたのは「情報」であり、コロナ禍初期において、大学が腐心したのもまた、受講者に対し、授業その他の「情報」をどのように届けるかであった。大学の施設封鎖中、各大学において、コンピュータやWi-Fiの貸出し等により、「情報」への「アクセシビリティ」支援が行われたことは記憶に新しい。

コロナ禍以前の大学では、誰もが大学という、物理的な空間としての「場」に来ることが当たり前であった。「情報」は、物理的な空間としての「教室」で、口頭の説明や板書、紙の配布等により提供される。一般には、「教室」に来ることができれば、「情報」にアクセスすることができる。したがって、従来の「アクセシビリティ」支援は、障害のために、物理的な「場」としての教室への移動が困難である場合には「合理的配慮」としての移動補助、障害により教室での情報取得が困難である場合には、「合理的配慮」としての情報保障の形で提供されてきた。

しかし、大学の役割は、授業情報の提供だけにあるわけではない。これまで、大学が提供してきたのは、むしろ、受講者間、あるいは、受講者と教員との間で自由にコミュニケーションできる「場」（空間）である<sup>6</sup>。例えば、コロナ禍以前の大学では、至るところで、雑談を含め、さまざまなコミュニケーションが行われていた。しかも、受講者同士、受講者と教員のやりとりには、しばしば、周りから加わることができた。

つまり、通りがかりの者も含め、その場に居合わせた者に「開かれた」ものであった<sup>7</sup>。

コロナ禍の大学においては、物理的な「場」へのアクセス制限とともに、こうしたコミュニケーションの「場」が失われた。大学は、このことを重く受け止めるべきである。大学が保障すべきは、「情報」ではなく「場」への「アクセシビリティ」であり<sup>8</sup>、その際の「場」は誰もが「参加」できるよう、「開かれた」ものでなければならない。

### 3. 「平等」に「参加」できる授業づくりの実践

#### 3.1 オンライン「併用」による障壁の除去

通学制大学は、対面授業が原則である。対面授業の実施に支障がない場合、受講者に対し、対面での受講機会を保障しなければならない。しかし、対面授業にオンラインを「併用」することにより、対面授業だけでは受講できなかった者の受講が可能となり、かつ、障害のある受講者を含む、すべての受講者にとって、より受講しやすい環境を提供することができる。

##### 3.1.1 「教室での受講」の障壁とオンライン

通学制大学において「教室での受講」ができない場合、理由の如何を問わず、「欠席」となる。期末試験については、疾病や就職試験等一定の事情が「追試事由」として考慮されることはあるが、たとえインフルエンザ等の感染症による出席停止であったとしても、受講できなかった授業への特別の手当ては行われ<sup>9</sup>ない。

障害により「教室での受講」が困難である場合、「合理的配慮」として大学内での別室受講が認められることはあるが、大学の施設外からの受講は認められない。教室への移動に困難のある場合、その原因が障害にあれば、本人の申し出により「合理的配慮」としての移動補助が行われるが、対象は学内の移動だけである。大学までの移動は、福祉サービス等を利用して自力で行わなければならない、それができない場合は、受講をあきらめなければならない。災害、交通障害が理由で移動ができない場合も、期末試験での「追試事由」として考慮されることはあるが、受講の機会保障までは行われ<sup>9</sup>ない。

オンラインを併用すれば、さまざまな事情により「教室での受講」が困難である者に対し、事実上、受講の機会を与えることができる。



### 3.1.2 「対面でのコミュニケーション」の障壁とオンライン

#### 3.1.2.1 「音声情報」の障壁

「対面でのコミュニケーション」の障壁の一つは、「音声情報」に関して生じる。教室での主なコミュニケーション方法は、「音声」が用いられるからである。

障害の認定がされている場合には、障害者からの申し出により「合理的配慮」として音声情報は文字情報による情報に（障害者側からの発信については文字情報に）転換される。手話通訳が入る場合もある。授業の録音、黒板の撮影等が「合理的配慮」として認められることもある。しかし、聞く、話すことの困難は、必ずしも、視聴覚に障害のある者だけにあるわけではない。精神・発達障害に起因することもあるし、母語と異なる言語を用いる場合にも、これらの困難は生じる。読み間違いや聞き漏らしが多い、人前で話す緊張するなど、比較的多くの人に見られる特性でもある。

オンラインを「併用」し、音声認識アプリや動画の「字幕」機能を用いることにより、音声情報の文字情報への転換がしやすくなる。留学生等、聞き取りに不安のある受講者も、字幕を確認しながら、授業を受けることができる。音声でのコミュニケーションが難しい場合には、チャット等、文字による情報の発信を選ぶことができる。また、動画配信が併用されれば、これまで「合理的配慮」として提供されてきた授業の録画や録音が「特別の措置」ではなくなり、受講者の誰もが、聞き漏らした事項の確認等を行うことができる。視聴速度の調節、繰り返しの視聴もできるため、聞き取りの困難は軽減される。

#### 3.1.2.2 「自分を見せる」ことの障壁

もう一つの障壁は、「自分」を見せることである。対面の教室では、自分の顔、スタイル、服装、持ち物のすべてが他の受講者等の目にさらされる。自分の容姿やセンスに自信が持てない場合、対面参加を躊躇させる要因となり得る。自分の顔と名前が他の受講者に知られることに不安を感じる受講者もいるだろう。オンラインであれば、カメラのオンオフを受講者に委ねることができる。

#### 3.1.3 「文字情報」の障壁とオンライン

教室で配布される資料は、紙に印字されていることが多い。障害の認定がされている場合には、障害者からの申し出により「合理的配慮」として、文字情報は音声情報や点字情報に（障害者側からの発信については、点字情報が墨字情報に）転換される。

資料をデジタル化し、LMS（Learning Management System）など、オンライン



で配布すれば、見ることに困難のある者のための音声・点字への転換が図りやすい。文字の大きさも、利用者側で変更することができ、「文字の拡大」の支援は不要となる。また、教室で配布される紙の資料はその都度、整理・管理しないと散逸しがちであるが、LMS上に資料が残っていれば、発達障害のある者やグレーゾーンの者にとって安心してきる環境となる。

### 3.1.4 オンライン「併用」での留意点

オンラインの「併用」にあたっては、以下の点につき留意しなければならない。

#### 3.1.4.1 オンライン授業の「上限」

現行制度上、通学制大学におけるオンライン授業には、「上限60単位」の制限がある（大学設置基準32条5項）<sup>10</sup>。大学の施設外での受講を認めること、たとえば、受講者側に自由に受講方法を選択させる「ハイフレックス」授業は、今後、「オンライン授業」と評価される可能性がある。

これに対し、対面授業においてオンラインを「併用」し、字幕を表示する等、「対面でのコミュニケーション」の障壁を除去することは、受講者が教室で受講する限り、「上限60単位」に抵触しない。「正当な理由（たとえば、障害、疾病その他追試事由に相当する事情）」により対面での受講が難しい場合に限り、別室や学外からのオンライン受講を認めることも考えられる<sup>11</sup>。

#### 3.1.4.2 機器等の操作に伴う負担

オンラインを「併用」する場合、受講者、授業担当者双方にパソコン等の操作が必要となる。機器をどの程度使いこなせるかは、個人差がある。機器等の所有状況、Wi-Fi等の通信環境についても同様である。

もっとも、受講者に関しては、対面での受講機会が保障されているため、オンラインだけの授業に比べて負担は軽い。操作に不安がある、通信環境が整っていない等の場合には、教室での受講を選択できるからである。ただし、授業資料の教室配布を行わず、LMSでの配布に一本化したり、3.1.4.3で述べる「分断」を避けるために対面受講者にも機器の持ち込み・操作を求めたりする場合には、操作のサポートが不可欠となる。

授業担当者側の負担は、対面授業のみの実施に比べ、格段に重くなる。「アクセシビリティ」支援等のためのオンライン「併用」を大学として推進するのであれば、授



業担当者の意欲、技術によって左右されることのないよう、撮影、録画、配信に関して大学でのサポートが必要である。

#### 3.1.4.3 対面受講者とオンライン受講者の「分断」

一つの授業で対面受講とオンライン受講が混在する場合、グループワーク、ディスカッションを伴うクラスの運営が難しく、対面受講者同士、オンライン受講者同士の作業はできても、対面・オンラインの垣根を超えた共同作業は成り立ちにくい。

#### 3.1.4.4 成績評価等

「アクセシビリティ」支援等は、当然、試験に対しても行われるべきであるが、授業とは異なり、オンラインの「併用」を用いた支援等は適さない。たとえ「すべて持ち込み可」の条件であっても、持ち込んだ資料しか参照できない対面受験者、事実上何でも参照できるオンライン受験者との間では、「公平性」な成績評価ができないからである。対面受験者とオンライン受験者の試験問題を全く異なるものとし、後者の難易度を上げることで「公平性」を確保することは考えられるが、どの程度の難易度なら「公平」かの判断は難しい。試験については、従来どおり、別室受験、時間延長、代筆等の支援にとどめるべきであろう<sup>12</sup>。

### 3.2 【実践例Ⅰ】受講者全員を同じ空間に集める

3.1.4.3で述べたとおり、対面受講者とオンライン受講者が混在する場合、対面受講者同士、オンライン受講者同士のグループワークはできるものの、対面・オンラインが入り混じった形でのグループワークが成り立ちにくい。同じ空間でグループワークに取り組むことができるよう、受講者全員をオンライン空間に集める方法と、リアル空間に集める方法がある。

#### 3.2.1 オンラインに集める方法

対面受講とオンライン受講が混在する授業で全員を同じ空間に集めるのであれば、通常、全員をオンラインに集めるのが合理的である。オンライン受講者が教室に来ることはできないが、対面受講者が教室からオンラインを利用することは可能だからである。ただし、対面受講者にオンラインを利用させる場合には、あらかじめ情報処理教室で授業を行うか、Wi-Fi環境のある教室にパソコンやスマートフォン等のデバイス、(オンライン会議を行うのであれば)ハウリング防止のためのイヤホンを持ち込

ませる必要がある。

なお、受講者全員を同じオンラインアンケートに参加させる方法も、オンラインに集める方法の一つと位置付けることができるが、3.4. で別に扱うこととする。

### 3.2.1.1 Microsoft Teams、Zoomの利用

プレゼンテーション資料の作成といった共同作業が中心であれば、対面参加、オンライン参加にかかわらず、全員がオンライン会議やチャットを併用しつつ、Microsoft SharePoint等で文書を共有すればよい。受講者全員がリアルタイムで同じ文書に加筆等を行うことができる。あらかじめ、Microsoft Teamsでクラスのチームを作り、グループごとにチャンネルを割り当てておくと、簡便である。

ディスカッションを行うのであれば、対面受講者を含め、全員がZoom等のオンライン会議に入り、ブレイクアウトルームに分かれればよい。ただ、ブレイクアウトルームは、会議のホスト側で受講者を割り振るのがデフォルトである。また、ブレイクアウトルームは完全に独立した空間であり、そこで何が行われているかは中に入ってみなければ分からない。教室という同一空間で行われるグループワークとは、様相が大きく異なる。

### 3.2.1.2 バーチャル（仮想）空間の利用

バーチャル空間については、近年、複数の会社がサービスを提供しているが、私たちが利用したのは、oVice<sup>13</sup>である（図1）。

oViceを選んだ理由は、二つある。一つは、特別な技術や装備を必要としないことである。一般に、バーチャル空間というと、リアルな3次元空間を思い浮かべるが、oViceは、昔のゲーム画面のような、2次元空間である。操作も、指やカーソルを使って、自分の「アバター」を上下左右に動かすだけの、きわめてシンプルなものである。パソコンだけでなく、スマートフォンでもアクセスできる。もう一つは、参加者に「顔出し」やプロフィール写真等を求めないことである<sup>14</sup>が、この点は、3.3で触れる。



図1 バーチャル教室での授業

Zoom等との違いは、リアルの空間と同じく、参加者が空間内を自由に動けること





である。また、参加者の声は近くにしか届かない。そのため、同じ空間内で複数のグループワークができる。同じ空間であるから、グループに何人いるか、どのようなメンバーなのかが容易に把握できる。授業担当者による「机間巡視」もしやすく、グループの「分割」「合併」等も自由にできる。バーチャル空間での授業に参加した受講者からは、「リアルの教室に似た感覚が味わえた」「オンラインでありながら、隣の人との雑談ができた」等の肯定的な感想が得られた<sup>15</sup>。

### 3.2.2 リアル空間に集める方法

「教室での受講」が困難である者がオンラインにより対面授業に参加する方法である。今回の取り組みで試したのは、分身ロボットOriHime<sup>16</sup>を介して参加する方法である<sup>17</sup>。OriHimeは、病気や障害等で外出できない人が自由に活動できるよう、開発されたものである。OriHimeで参加する場合、オンライン受講者は首を動かすことにより、自由に教室の中を見ることができ、この点は、Zoom等による参加とは大きな違いである。教員や対面授講者からすると、教室に「実体」があるので、人の存在をイメージしやすい<sup>18</sup>。

## 3.3 【実践例2】「なりたい自分」の姿で参加する

3.1.2.2で述べたとおり、授業参加における障壁の一つは、「自分」をさらすことである。オンラインという選択肢は、そうした障壁を除去するために役立つ。

### 3.3.1 「アバター」

現在は、Zoom等でも、受講者に顔出しを強制することができない、との認識が広がっている。ただ、カメラオフの状態だと、受講者の表情が全く分からず、授業担当者は、出席の確認すらできない。カメラをオンにし、「アバター」を利用することで、「顔出し」を避けつつ、反応をつかむことが可能になる。

今回の取り組みではNice Camera<sup>19</sup>を用いたが、この場合、受講者の動き、表情が一定程度「アバター」に反映される。また、「賛成!」「反対!」等、多様なスタンプも用意されており、発言に比べて、受講者はリアクションしやすい。

### 3.3.2 授業内で使う「名前」

Zoom等のオンライン会議を利用する際には、表示名の設定を行う。受講者が授業時に名乗る「名前」は、通常、学籍簿上の「氏名」と一致する。ただ、さまざまな事

情で、学籍簿上の「氏名」を名乗りたくない場合もある。「氏名」は本人確認に必要であるが、本人確認さえできれば、学籍簿上の「氏名」とは異なる「名前」であっても支障はない。

私たちは、初回授業時、受講者に「授業内で使う『名前』」を届け出させた。オンラインの表示名だけでなく、対面受講者であっても、そうしたニーズはあるため、全員に届け出てもらった。もちろん、「学籍簿どおり」を希望する受講者も少なくないが、ニックネーム等、個性あふれる「名前」の届け出があった。

### 3.4 【実践例3】 オンラインアンケート等により「場」を共有する

規模の大きいクラスでは、たとえ対面受講であっても、一人ひとりに「参加」の実感を持たせることは難しい。オンライン受講では、なおさらである。

対面授業やリアルタイムオンライン配信（あるいは、両者の併用）の際に、オンラインのチャット機能を用いて質問や感想を受け付けるなど、授業担当者との間でリアルタイムのやり取りがあれば、躍動感ある授業となるが、チャットとはいえ、全受講者に公開される形で質問を行うことには抵抗がある受講者もいる。また、授業運営上も、どのような質問がどのタイミングで行われるかが分からないのは負担が大きい。

そこで、今回、試したのは、オンラインアンケートの利用である。Microsoft Formsなどアンケート機能を持つアプリでクイズやアンケートを用意し、QRコードをスクリーン等に表示してその場で受講者に読み取らせ、リアルタイムで回答させて授業担当者がコメントをする。

「参加」意識を持たせることが目的であるため、質問内容はあまり複雑でないほうがよい。結果だけではなく、回答が集まる過程も共有して見せると、受講者は、自分の回答が直ちに結果に反映されるさまを確認することができ、授業に参加している実感を得やすい（図2）。

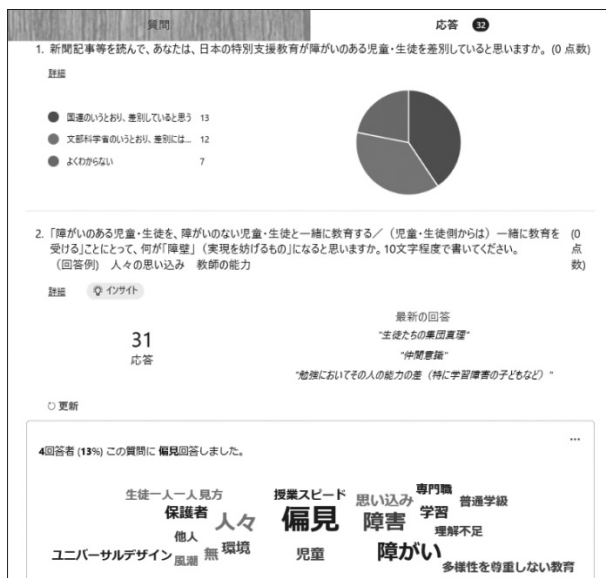


図2 オンラインアンケートの利用



## 4. おわりに

通学制大学では、対面授業が原則である。しかし、オンラインによる資料配布、オンライン（リアルタイムまたはオンデマンド）配信の併用等、オンラインを活用することにより、受講者側に受講場所（オンデマンドなら受講時間）、文字・音声等、多様なコミュニケーション方法について選択の機会を与えることができる。また、オンライン受講者にチャット、アバター等の利用を認めることで、「他人の目」を気にせず、「参加」する環境をつくることもできる。

2021年5月に改正された障害者差別解消法では、民間事業者による合理的配慮の提供義務が、従来の「努力義務」から「法的義務」へと格上げされた。同法のもと、障害のある受講者に対する「アクセシビリティ」支援等のニーズは、ますます高まるであろうが、特定の者に対する個別支援（「合理的配慮」）の充実とともに、あらかじめ、授業の「ユニバーサルデザイン（インクルーシヴデザイン）」化（「事前的改善措置」）を図っておくことが肝要である。そうすることで、教育方法等の大幅な変更・調整を伴わず、他の学生との均衡を失しない形での「合理的配慮」が可能となるからである<sup>20</sup>。

## 注

- 1 取組みの全容は、誰アクPJいろいろ（「誰一人取り残さない」ためのアクセシビリティをいろいろ考えるプロジェクト）のHP(<https://dareaku.jimdosite.com/>)を参照のこと。
- 2 同科目は、長年、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（旧障がい学生支援室）の協力のもとに運営されている。毎年、障害のある学生が受講しているほか、授業担当者の一人にも、聴覚障害がある。全学共通教養教育科目の一つであることから、受講者の所属学部は多様である。大学コンソーシアム京都にも提供されており、他大学の学生も受講する。登録者数は2020年度36名（本学学生27名、他大学学生9名）、2021年度29名（本学学生25名、他大学学生4名）、2022年度38名（本学学生15名、他大学学生23名）と少人数であり、授業では、授業担当者からの知識供与より、グループやクラス全体でのディスカッションに重点を置いている。
- 3 本稿では、障害の「社会モデル」の考え方に依拠し、原則として、「障害」という表記を使用する。障害の社会モデルとは、障害者の社会生活上の不利の原因を、本人の心身の機能障害に還元する（障害は個人の中にある）のではなく、「障害とは、機能障害と社会的

- 障壁との相互作用によって生じるもの(障害は個人と社会の間にある)」と捉える考え方である。
- 4 川島聡「合理的配慮についての若干のコメント」障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)第4回配布資料(2023年2月17日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/attach/1375800.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/attach/1375800.htm))によると、合理的配慮の内容は、個々のニーズ、社会的障壁の除去、非過重負担、本来業務付随、機会平等、本質変更不可、意向尊重という7つの要素から構成される。「合理的配慮」が不十分であることにより、障害のある学生が不利益を受けることがあってはならないが、過剰な配慮により、障害のない学生との間で、逆の不平等が生じることも許されない。「合理的配慮」が「(障害のない学生と)等しく」学ぶための調整である以上、配慮の結果、他の学生との均衡がとれているかは重要な視点となる。
  - 5 同志社大学では、「制度」の対象外ではあるものの、骨折等で移動や受講が困難な学生からの申し出を受け、障がい学生支援室(当時)がサポートスタッフの派遣等の対応をした例がある。
  - 6 この点は、コロナ禍においても意識されており、オンラインでの授業が軌道に乗り始めたころから、しきりに「双方向性の確保」が強調されるようになった。とりわけ、オンデマンド授業では、授業担当者に対し、メール等で質問する機会を設けるよう求められた。ただ、そのような「双方向性」は、授業担当者と質問する学生との間での「閉じられた」コミュニケーションにすぎない。
  - 7 ただし、対面の「場」でのコミュニケーションは、口頭で、かつ、日本語で行われることが多い。その意味では、必ずしも、その場に居合わせた「すべて」の者に開かれていたわけではない。口頭かつ日本語でのコミュニケーションが可能であることが「場」への参加の前提となっていたのである。
  - 8 物理的な空間としての「場」にアクセスできない事態は、コロナ禍以前、傷病や就職活動等の自身の事情や、交通障害や災害等で来校できない場合に生じていた。しかし、そのような場面では、従来、「情報」への「アクセシビリティ」すら問題とされることはなかった(本文2.1参照)。
  - 9 コロナ禍では、各大学においてコロナ罹患および濃厚接触により出校停止となった者に対し、受講保障を行ったが、これは従来からの扱いからすると、異例の対応である。
  - 10 ただし、2021年4月の文部科学省通知「大学における遠隔授業の取り扱いについて」は、「面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する



授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱う、とし、対面授業に一定程度、オンライン授業を取り入れることを認めている。

- 11 この場合、申請者だけにオンライン受講を認めることになる。申請者に対し、リアルタイムのオンライン受講にとどまらず、動画の視聴まで認めると、「受講保障」に加え、「繰り返しの視聴」等のメリットまで与えることとなり、対面受講の学生との間で不均衡が生じることには、注意が必要である。
- 12 本稿では「アクセシビリティ」の観点から、オンライン「併用」の効用を述べてきたが、「学習到達度」の観点からオンライン「併用」が望ましいか、対面受講と同等の教育効果があるかは、今後、慎重な検討が必要である。
- 13 oVice株式会社(<https://www.ovice.com/>)。
- 14 oViceでは、入室時の設定がカメラ・マイクオフの状態になっており、受講者は自動的に動物のアイコンに割り振られる。アイコンの画像を自分の写真を含め、好きなものに変更することもできるが、自分で望まない限り、自分の顔や姿を出す必要はない。
- 15 授業では、毎回、アクセス困難な学生が発生した。オンラインおよび教室にサポート要員を置いたが、使用デバイスや通信環境が原因である場合は、こうしたサポートだけでは解決しない。また、Zoomとは異なり、「主体的な動き」が求められ、かつ、「誰がどこでどのような状況にあるか(言葉を発しているかどうかも含め)」が俯瞰できるため、「出席するだけ」という参加の仕方は難しい。このことは、精神障害等による「困りごと」を抱えている場合、負担となる可能性は否定できない。
- 16 株式会社オリイ研究所(<https://orylab.com/>)のOriHime(<https://orihime.orylab.com/>)。
- 17 トラブル発生時の対応が難しいため、今回は、授業担当者側でのみ、OriHimeを利用した。首を動かすことができるOriHimeは、「広角カメラ」のように使うことができる。ただ、自分で動けないことに加え、カメラにズームアップ機能がないため、特定の人・物に近づく、見たい部分の詳細を見る、といった操作ができない。受講者が利用する場合には、教室の一番前に置く、「移動補助」を併用する等の工夫が必要であろう。
- 18 オンライン受講者一人につき一つのタブレットを用意し、それぞれでオンライン会議を開くことで、OriHimeの利用とほぼ同じ効果が得られる。
- 19 Nice Camera(<https://nicecamera.kidsplates.jp/>)。
- 20 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(2023年2月17日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/))





gaiyou/1384405.htm)は、事前的改善措置の促進が、障害のある学生の心理的負担を軽減するとともに、支援の申し出等に対応する大学側の負担を軽減し、コスト削減や効率化につながる、とする。